

総合評価型一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成 17 年規則第 83 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

2025 年(令和 7 年)10 月 6 日

釧路市公営企業管理者 岡 本 満 幸

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名 阿寒・阿寒湖畔下水終末処理場及び
阿寒・阿寒湖畔浄水場維持管理業務委託
- (2) 業務概要
 - ア 下水終末処理場 2 箇所、中継ポンプ場 1 箇所、マンホールポンプ所 8 箇所
浄水場 2 箇所、配水池 3 箇所に係る維持管理運営業務 一式
 - イ 予定価格 契約規則第 7 条第 1 項の規定に基づき設定し、予定価格は事後公表とする。
- (3) 委託期間 2026 年(令和 8 年)4 月 1 日から 2031 年(令和 13 年)3 月 31 日まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 2025・2026 年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され、取扱品目に設備保守点検業務を含んでいること。
- (2) 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿へ登録されていること。
- (3) 北海道内に本店又は、釧路市物品購入等競争入札参加資格申請において、入札・契約締結等の委任を受けている主たる支店、営業所等を有していること。
- (4) 北海道内において、国、地方公共団体またはそれに準ずる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係わる、標準活性汚泥法による $4,000\text{m}^3/\text{日}$ 以上の処理規模を有する下水道終末処理場の運転管理業務委託契約を、直近の 5 年間で 2 ヶ年以上連続して受託した実績を有する者であること。さらに、北海道内において地方公共団体に係る、日最大給水量が $2,000\text{m}^3/\text{日}$ 以上の浄水規模を有する浄水場施設の運転管理業務委託契約を、直近の 5 年間で 2 ヶ年以上連続して受託した実績を有する者であること。なお、受託実績には共同企業体による履行の場合を含む。

- (5) 当該業務の総括責任者として、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条第 2 項及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 に規定する資格者又は下水道処理施設維持管理業者登録規程第 3 条第 1 号の規定する下水道処理施設管理技士の資格を有してから、下水道施設の維持管理業務の実務経験を 5 年以上有する者であり、かつ業務責任者として 2 年以上の経験を有する者又は業務副責任者として 3 年以上の経験を有する者を配置できること。

さらに、浄水場について総括責任者は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 19 条第 3 項及び水道法施行令（昭和 32 年政令 336 号）第 7 条に規定する資格者又は水道施設管理技士資格認定・登録要綱第 5 条に規定する 2 級以上の浄水施設管理技士の資格を有してから業務責任者として 2 年以上の経験を有する者又は業務副責任者として 3 年以上の経験を有する者を配置できること。

- (6) 次のいずれにも該当しないこと

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 鉧路市暴力団排除条例（平成 24 年鉧路市条例第 33 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定後、鉧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- エ 国税、道税、市税、水道料金、下水道使用料及び受益者負担金の未納額がある者。
- オ 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、鉧路市建設工事等指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けている者。
- カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者。

3 入札参加資格の確認

- (1) 当該業務の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。
この場合において、提出は持参のみとし、郵送による申請は受け付けない。

ア 申請書類

- (ア) 総合評価型一般競争入札参加資格確認申請書
- (イ) 2025・2026 年度鉧路市物品購入等競争入札参加資格決定通知書の写し
- (ウ) 下水処理施設維持管理業者登録簿への登録証明書の写し
- (エ) 会社更生法及び民事再生法に係る申立書【該当する場合のみ提出すること】
- (オ) 同種業務実績調書
- (カ) 配置予定技術者調書

- (キ) 業務履行の実績を証する書面（委託契約書の写し等）
- (ク) 会社概要等を示す書類（資本金、所在地、業務内容、社歴等が確認できるもの）
- (ケ) 直近３年間の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表の写し）又はこれらに類する書類

イ 提出期間

2025年(令和7年)10月6日から2025年(令和7年)10月20日までの釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する釧路市の機関の休日（以下、「釧路市の休日」という）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

ウ 提出先

〒085-0292 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号（釧路市阿寒町行政センター内）
釧路市上下水道部下阿寒上下水道課
電話番号：0154-64-6190

- (2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市上下水道部阿寒上下水道課において、この告示の日から配付する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該業務の入札に参加することができない。
- (4) 入札参加資格の確認結果は、2025年(令和7年)10月21日に参加資格を有すると認められた者に対しては総合評価型一般競争入札参加承認書で、参加資格を有しないと認められた者に対しては総合評価型一般競争入札参加資格審査結果通知書によりそれぞれ通知する。
- (5) その他
 - ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書類は、返却しない。

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この場合には、2025年(令和7年)10月28日までに書面を提出して行わなければならない。
- (2) (1)の書面は、釧路市上下水道部阿寒上下水道課に持参して提出するものとする。
- (3) 説明を求めた者に対しては、2025年(令和7年)10月31日までに回答する。

5 設計図書の閲覧並びに現場見学等

- (1) 当該業務に係る設計図書の閲覧は、次のとおり行う。
 - ア 閲覧の受付期間
2025年(令和7年)10月6日から2025年(令和7年)10月20日までの釧路市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
 - イ 閲覧、貸出しの受付場所

〒085-0292 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号（釧路市阿寒町行政センター内）
釧路市上下水道部阿寒上下水道課

- （2）現場見学を希望する者は上記アの期間に受付をした時に指定する。
- （3）設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質疑応答書を受付場所へ持参または電話連絡のうえ電子メール等により提出すること。

ア 受付日・時間

2025年(令和7年)10月6日から2025年(令和7年)10月31日までの釧路市の休日を除く
毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所

〒085-0292 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号（釧路市阿寒町行政センター内）
釧路市上下水道部阿寒上下水道課

電話番号：0154-64-6190

FAX番号：0154-66-3683

電子メール：jo-akan@city.kushiro.lg.jp

- （4）（3）の質問に対する回答は、次のとおりとする。

ア 回答期限 2025年(令和7年)11月5日

イ 回答方法 電子メールにより回答する。

6 最低制限価格制度

- （1）釧路市最低制限価格設定要領による最低制限価格を設定し、事後公表とする。
- （2）最低制限価格を下回る価格をもって入札したものは失格とし、再度の入札に参加できないものとする。

7 入札書及び技術提案書の提出日時及び場所

- （1）入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、技術提案書とは別に厳重に封かんのうえ提出すること。なお、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって入札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 提出日時 2025年(令和7年)11月11日 午後1時30分

イ 提出場所 釧路市古川町7番地4

釧路市上下水道部下水道施設課 3階会議室

電話番号：0154-24-5131

- （2）提出された技術提案書については、釧路市終末処理場等維持管理業務委託総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）によるヒアリング審査を行う。ヒアリング審査の日時、場所は別途通知する。

- (3) (2) のヒアリング審査に参加しなかった場合の技術提案は無効とする。

8 入札書及び技術提案の無効

次の各号の一に該当する場合は無効とする。

- (1) 釧路市契約規則第 10 条各号の一に該当する場合
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った場合
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った場合

9 入札保証金

釧路市契約規則第 6 条第 3 号及び釧路市契約規則の施行について（平成 17 年釧路市庁達第 3 号）第 2 章第 1 節 3 規則第 6 条関係第 2 号イに基づき免除する。

10 落札予定者の決定方法

- (1) 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は落札予定者の選定を厳正かつ公正に行うため、委員会を設置する。
- (2) 参加者は、入札書及び技術提案書を提出し、委員会は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲以内の価格を提示した者のうち、(4) に示す落札者選定基準により算出した数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札予定者とする。
- (3) 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札予定者を決定する。
- (4) 評価の方法は別に定める落札者選定基準による。

11 落札者の決定

- (1) 管理者は、委員会からの落札予定者の報告を踏まえ、落札者を決定する。
- (2) 落札者を決定したときは、落札者に対して総合評価型一般競争入札選定結果通知書で、落札者以外の参加者には総合評価型一般競争入札非選定結果通知書によりそれぞれ通知する。

12 契約締結期限

当該委託の契約締結期限は 2025 年(令和 7 年)12 月 17 日までとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

13 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者は、本市に対してその理由について説明を求めることができる。
この場合には、総合評価型一般競争入札非選定結果通知の日の翌日から起算して 5 日以内（釧路市の休日を除く。）に書面により行わなければならない。
- (2) (1) の書面は、釧路市上下水道部阿寒上下水道課に持参するものとする。

- (3) 説明を求めた者に対しては、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（釧路市の休日を除く）に、書面により回答する。

14 契約保証金

釧路市契約規則第30条6号及び釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号）第3章第1節4規則第30条関係第2号アに基づき免除する。

15 契約書作成の要否

要

16 支払方法

業務委託料の支払は、毎月払いとし、当該月の実績を確認したうえで翌月末日までに支払う。

17 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、入札者は契約規則その他関係法令を遵守すること。
(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

※本告示についての問い合わせ先

釧路市阿寒町中央1丁目4番1号
釧路市上下水道部阿寒上下水道課
電話番号：0154-64-6190